

堺市産業振興センター1階改装計画設計及び施工業務仕様書

1. 業務名

堺市産業振興センター1階改装計画設計及び施工業務

2. 業務目的

令和5年度から堺市産業振興センター1階で業務を行う「さかいJOBステーション」等を設置するにあたり、求職者及び求人企業にとって来場しやすく、相談しに来場しやすい設え、雰囲気にするためのデザイン及び施工に係る設計を行い、その設計に基づいて施工する。

設置予定施設

さかいJOBステーション（若年者と女性を対象にした堺で働くための支援施設）

さかいJOBステーション堺ハローワーク

（さかいJOBステーションと連携し、職業紹介等就職を支援する施設）

相談コーナー（定例で実施する就業に関する相談施設）

3. 業務内容

(1) 別紙「レイアウト図」を基に改装に必要な設計を行う。

なお、レイアウト図については、次のことに留意すること。

- ・実測図ではないため、記載されている数字（寸法）等は目安である。
- ・「さかいJOBステーション相談室」及び「ハローワークコーナー相談室床」のスロープ部分は位置を示したものであり、図面の大きさは目安である。
- ・「さかいJOBステーション相談室」内の茶色・グレーの着色部分はさかいJOBステーションが用意する備品（衝立）の配置場所である。
- ・赤丸印はコンセント等設置希望場所である。

① 間仕切りの設置

○高さは3種類とし、その設置場所はレイアウト図に記載のとおりとする。

- ・腰高（1,200 mm程度）とし、強度を確保しながら、可能な限り厚くならないようにする。
- ・スペース内を容易に見えない高さ（1,800～2,000 mm程度）にする。
- ・天井までの高さにする間仕切りは、既設の排煙窓との関係等を考慮し、消防署との協議内容に応じて、上部に開閉式ガラリを設置するなど工夫すること。

② 床の改装（OAフロア化）

○対象

- ・さかいJOBステーション：事務室、相談スペース
- ・ハローワークコーナー：相談スペース、サーバー室

○電気、PC、電話等配線に支障がない最小限の高さとする。

- さかい JOB ステーション相談スペース、ハローワークコーナー相談スペースの出入口にスロープを設置し、車椅子やベビーカーを使用の方が容易に入れる角度にする。
- OAフロアにする場所はタイルカーペットを貼ること。
- ③ 扉の設置
 - 基本的には引き戸とする。(困難な場合は開き戸(開く方向は要協議))
 - 施錠できるようにすること。(鍵の種類はレイアウト図のとおり)
- ④ 各スペース出入口の閉鎖
 - 対象：さかい JOB ステーション相談スペース、ハローワークコーナー相談スペース、相談コーナー
 - 業務時間外はネット等で基本的に立入りできないようにし、その両側を施錠する。ネット等は「2. 業務目的」に適したものを選定すること。
- ⑤ 空調設備の改装
 - 各スペースに冷風、温風が行き渡り、事務所衛生基準規則に規定された基準を満たしたうえで、来場者、職員にとって適切な環境を確保するために必要な改装を行うこと。
 - 可能であれば、空調機器の ON/OFF 等調整が可能なコントローラーを各スペース内に設置すること。
- ⑥ 防災設備の改装
 - 感知器、放送設備、消火器等、防災設備について法律に基づき必要な措置をとること。
- ⑦ 給排水衛生設備
 - 職員用通路付近に給湯スペース(シンク、作業台、電気給湯設備 900 mm幅程度)を設置する。
 - カーテン等により目隠しすること。
- ⑧ 電気
 - 堺市産業振興センター1階分電盤から、さかい JOB ステーション、ハローワークコーナー内に設置する分電盤に配線すること。
 - 分電盤設置場所
 - ・さかい JOB ステーション事務室
 - 分電盤以降、改装する範囲内のうち、ハローワークコーナー相談室及びサーバー室を除き、電気を必要とする場所まで配線すること。
 - ※相談室(受付カウンター・インテークコーナー・相談ブース)内で冬期にストーブ・ミニファンヒーターを使用する可能性がある。
 - ※事務室内に複合機1台設置、冬期にカーボンヒーターを使用する可能性がある。
 - ※書庫内に冷蔵庫、電子レンジ、電動ポットを設置、冬期にカーボンヒーターを使用する可能性がある。

- ・ハローワークコーナーサーバー室内
分電盤以降、ハローワークコーナー相談室及びサーバー室内で電気を必要とする場所まで配線すること。
※大阪労働局から指定された方法をとること。
※相談室内に複合機、シュレッダー各1台設置する。
※サーバー室内に冷蔵庫、電子レンジ、電気ケトル、ポットを設置する。

⑨ サインの設置

- サインの設置場所、デザインは提案による。

⑩ 照明器具の設置

- 必要に応じて照明器具を設置、移設すること。
- 事務所衛生基準規則に基づき「普通の作業」で求められている照度以上を確保すること。また、各スペース内の机等の配置を考慮すること。
- 使用する照明器具、設置場所は提案による。

⑪ その他

- 求職者、求人企業にとって、さかい JOB ステーション、ハローワークコーナー、相談コーナーに入りやすくするため等、目的を達するための工夫は提案による。

(2) 提案内容を反映した設計に基づき施工する。

4. 履行期間

契約日～令和5年3月31日

5. 履行場所

堺市北区長曽根町183-5（公益財団法人堺市産業振興センター）

6. 成果物

- イメージ図（全景）
- 設計図書
- 設計内容を施工する場合の見積書
- 業務完了報告書

7. 留意事項

- 設計は国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（機械設備工事編）最新版に基づき行うこと。
- 消防署等と事前に改修内容等について協議し、必要に応じて手続きを行うこと。
- 成果物の見積書に、大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例への対応方法と要する費用を明記すること。
- 必要に応じて堺市産業振興センター職員、関係者と協議を行うこと。

8. 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ② これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ② 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- ② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③ 本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。